

組織名 国土交通省 大阪航空局

組織情報

所在地 (代表組織)	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	
サイトアドレス	http://ocab.mlit.go.jp/	
連絡先	電話	06-6949-6212
	FAX	06-6945-8460

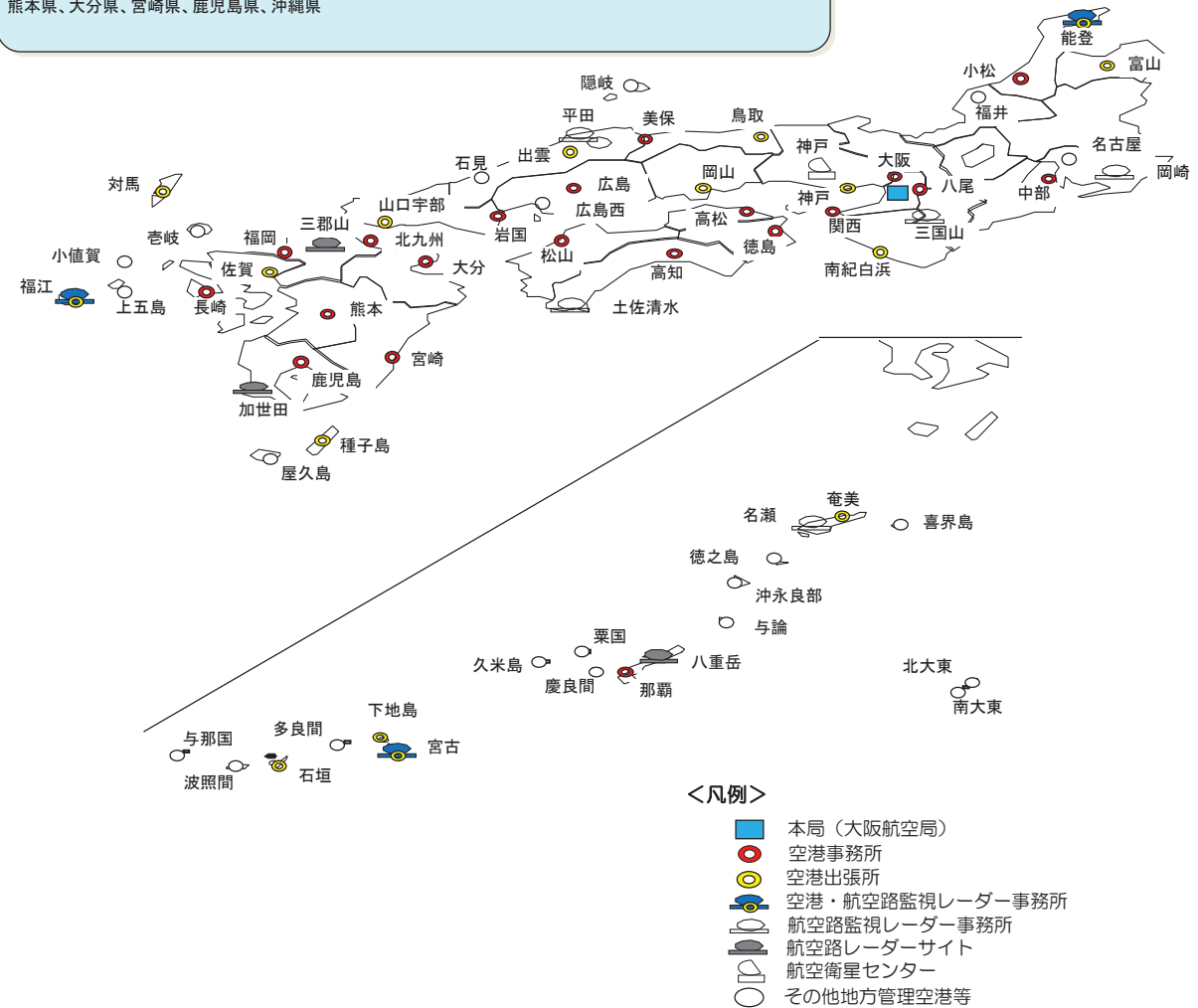
組織概要

管轄・組織体制など

大阪航空局の管轄区域

<2府27県>

富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



所掌事務・担当業務

大阪航空局は大阪市に所在し、内部組織として総務部、空港部、保安部に28の課・官が置かれ、各業務を担当しています。
また、地方出先機関として20空港事務所、13空港出張所、3空港・航空路監視レーダー事務所、3航空路監視レーダー事務所、1航空衛星センターが配置されています。
なお、職員は平成24年4月現在で2,484名が在職し、業務を遂行しています。

総務部

職員の人事及福利厚生、公文書類の接受、発送及び審査、情報公開、予算、決算及び会計、入札及び契約、国有財産管理、航空需要増進に資する地域振興、航空の安全確保に関する企画・立案、空港内の秩序維持、航空機事故・空港等における災害に関する危機管理

空港部

空港の設置・管理、空港等の整備計画の企画・立案・調整、航空機騒音による移転補償・土地の収用・買収、航空機騒音による障害に関すること、空港の土木・建築・機械施設の工事及び保守、空港の安全に関する基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導

保安部

航空機の運航の監督、航空従事者技能証明、空港の運用、対空援助、情報システムの整備、飛行場管制、着陸誘導、進入及びターミナルレーダー管制、航空保安無線施設等の整備・運用・保守、航空灯火・電気施設の整備運用・保守、安全確保に係る航空運送事業者等の監査及び指導、機長の認定に係る審査、運航の検査、航空機・装備品にかかる検査、航空機の整備にかかる審査・検査・指導、パイロットや整備士の試験

組織名 | 国土交通省 大阪航空局

防災に関する取組など

緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)

大阪航空局TEC-FORCE隊員の具体的な任務

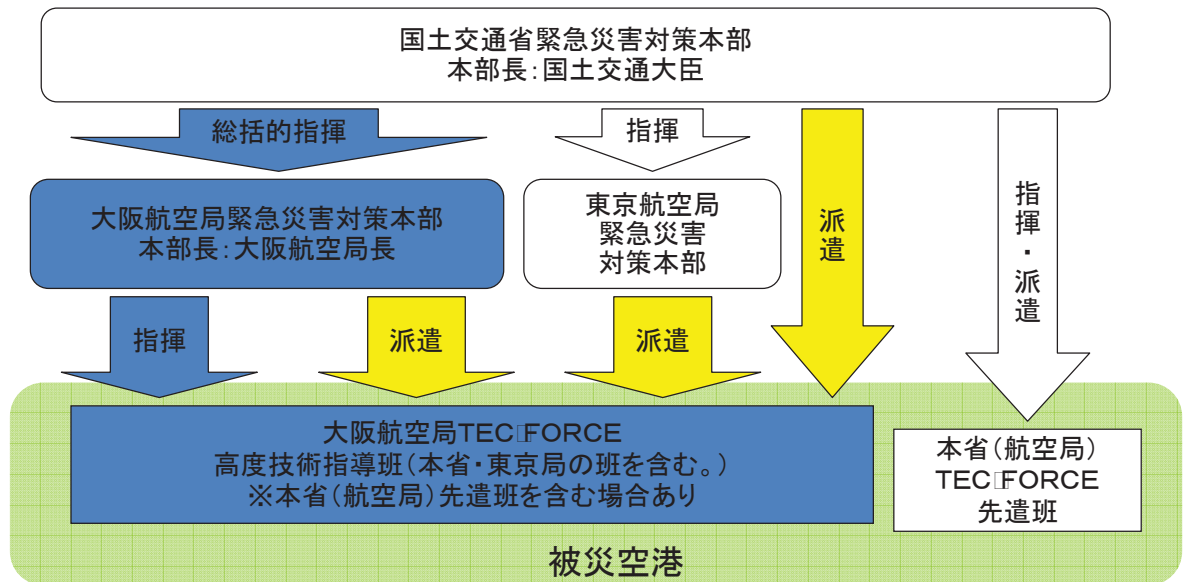
- 地震等の大規模自然災害時に、**被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援**を目的として設置
- 航空のTEC-FORCEは先遣班と高度技術指導班で構成し、地方航空局隊員は高度技術指導班に加わる。派遣対象は、特定地方管理空港(旧2種B)及び地方管理空港(旧3種空港)。

大阪航空局TEC-FORCEの具体的な任務

高度技術指導班

- (1)被災空港における被災状況調査に関する技術的な支援
- (2)被災空港における被害拡大防止に関する技術的な支援
- (3)被災空港における早期復旧を図るため必要となる応急措置及び復旧方針樹立の指導

派遣の流れ



空港の津波対策 【①緊急避難体制の構築】

最大規模の津波に対して、避難行動を基本とした対策を講じ、空港内の旅客、関係職員及び周辺からの避難住民等の人命を保護する。地上走行中の航空機に対しても、適切な指示と情報提供により誘導し、旅客等の生命を守る。

1. ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策

津波避難計画の策定

関係者で協議会等を設置し、下記項目について事前検討・調整

【避難実施判断基準の設定】

津波警報発表時の波高情報を基にして避難指示の判断基準、伝達等の体制を予め設定。

【情報入手・伝達手法の確保】

気象庁発表の津波情報などの正確な情報について確実に入手。旅客等に対して、無線系通信、館内放送、屋外放送、口頭伝達など、複数手段を確保し避難指示等について確実に伝達。

【避難場所の設定】

旅客ターミナルビル、事務所庁舎等を中心に、空港のどこからでも避難できるように場所を設定。構造要件(高さ、強度)を確認。

【避難者への対応】

津波警報の継続により孤立が予想され、浸水しない場所に食料等を備蓄し、外部アクセス手段を確保。

体制・役割分担等

空港管理者、ターミナルビル会社、エアライン、周辺自治体、警察、消防、自衛隊等関係機関で役割分担を行うとともに、連絡体制を明確化し、避難活動の実施体制を確立。

訓練等の実施

避難計画の実施を確実なものとするため、空港関係者による教育・訓練を組織的に継続。

組織名 | 国土交通省 大阪航空局

防災に関する取組など

2. 地上走行中の旅客機内の乗客・乗員の安全確保

津波警報が発表された際に滑走路及び誘導路上にある旅客機については、旅客等の安全確保のため、速やかに旅客ターミナルビルに戻るよう誘導することが原則。但し、限られたケースではあるが、ターミナルまで戻ることが困難な場合に、パイロットが「安全のために離陸する」ことを選択する可能性があることも想定しておくことが必要。

【情報提供の実施】

地上走行時の安全の確保等の観点から、津波の来襲状況や路面の安全状況に関して出来る限りの情報を収集し、パイロット等に提供する。

収集・提供する情報の例:

- ・気象庁の発表する津波規模、津波到達予想時刻等の情報の確実な入手・提供
- ・誘導路、滑走路等の路面の状況に関する各種情報(大きな損傷の有無等の目視情報等)
- ・上記以外でも各空港における安全走行のために有益な情報を、必要に応じて入手・提供

空港の津波対策【②施設被害軽減・早期復旧対策】

発災後3日以内に、救急・救命活動や緊急物資輸送活動等の拠点として活用するために最低限必要な施設を利用可能とする。様々な復旧活動に関わる関係機関との間の協力体制を構築し、空港機能の早期復旧を図る。

(1) 漂流物対策

- シミュレーションに基づく漂流物の事前想定と、これに基づき、作業実働部隊との間の除去作業体制・計画を策定
- 漂流物の炎上による二次災害を防止するための対応策について検討



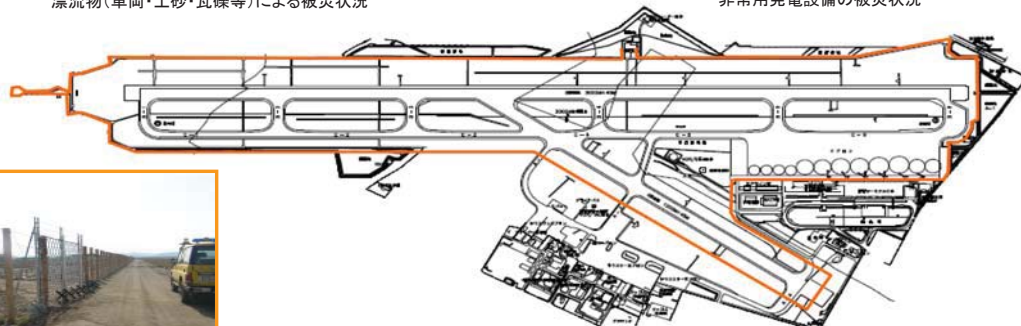
漂流物(車両・土砂・瓦礫等)による被災状況

(2) 電源の早期復旧

- 迅速な仮設発電設備等の配備のための搬入計画の策定
- 発電施設等の収納部分の水密性向上



非常用発電設備の被災状況



セキュリティーエリアの確保

(3) セキュリティーエリアの早期確保対策

- 民間航空機の運航に必要なセキュリティーエリアを早期に確保するため場周柵の復旧計画を事前に策定

(4) アクセス確保や排水作業実施

- 道路部局との連携により空港へのアクセス道路を早期に復旧
- 津波によって冠水した状況を早期に回復するため、河川部局等との連携により、早期に排水作業を実施